

4 成績評価規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森県営農大学校校則第12条の規定に基づき、学生の成績評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(成績)

第2条 成績の評価は、学科成績、実験実習成績及び生活評定とし、試験及び履修態度等を総合して行うものとする。

2 学科成績は科目100点法とする。

3 実習成績は、技能(30点)、出席(50点)、態度(20点)を総合して100点法とする。

4 評価の表示は次のとおりとする。

80点以上 100点まで	-----	優
70点以上 80点未満	-----	良
60点以上 70点未満	-----	可
60点未満	-----	不可

5 生活評定は、次の各項目について「優れている」「普通」「劣る」の3段階により評定するとともに総合評定を行う。

- (1) 基本的な生活態度
- (2) 自主性
- (3) 責任感
- (4) 根気強さ
- (5) 指導性
- (6) 積極性

6 「営農大学校生の表彰に関する実施要領」に基づく表彰、授業料及び入校料の減免並びに奨学金の継続判定等に使用する各学生の成績の指標は、次のとおり算定する。

(1) 算定の対象とする授業科目(以下「対象科目」という。)は、校則別表に掲げる授業科目のうち、「教養科目」(選択科目含む)、「専門共通科目」(選択科目含む)、「専攻科目」とする。ただし、「不可」となった授業科目及び途中で履修を中止した授業科目は対象から除外する。

(2) 各学生ごとに、対象科目の平均成績を次のとおり算出する。

$$\frac{((\text{「優」の個数} \times 3 + \text{「良」の個数} \times 2 + \text{「可」の個数} \times 1) - \text{再試験の回数})}{\text{対象科目数}}$$

※小数点第3位以下は切捨て

(試験)

第3条 試験は定期試験とし前期と後期に分け、原則として規定の時間数の3分の2以上修了した科目について行うことができる。ただし、臨時に試験を行うことがある。

2 試験は、レポートの提出をもって代えることができる。

3 学科及び実習成績は、当該教科目を担当する者が判定する。

4 試験日は、原則として試験の7日前までに学生に通知する。

(欠席時間数)

- 第4条 各科目の講義・実験・演習の時間数の3分の1を超える欠席時間数があったときは、原則として受験資格がないものとする。
- 2 実習時間数の5分の1を超える欠席時間数があったときは、原則として60点未満とする。
 - 3 学生心得第7条3項で規定する「出校停止」については、前各項の欠席時間数に含めないものとする。

(追試験)

第5条 病気などやむを得ない事情により、試験を受けることができなかつたと認められる者は追試験を受けることができる。

(再試験)

- 第6条 試験又は追試験で不合格となつた者は「再試験実施願」の提出により、再試験を受けることができる。
- 2 前項による再試験は、原則として1科目につき1人1回とする。
 - 3 再試験の成績は、得点が60点以上のとき、「可」と評価する。

(成績評価の記録)

第7条 成績評価は、第2条4の表示をもって別に定める学籍簿に記録する。

(不正行為)

第8条 試験、追試験、再試験又はレポート等（以下「試験等」という。）において、次の不正行為を行つた者は、当該不正行為が確認された時点で、当該科目の評価を「不可」とする。

- 一 机等に不正な書込をして受験すること
- 二 他人の答案、レポート等を筆写し、又は筆写させること
- 三 盗用（ひよう窃）行為によりレポート等を作成すること
- 四 その他、試験等の公正を害すると認められる行為をすること

附則

- 1 この規程は、昭和55年4月1日より適用する。
- 2 平成7年4月1日 一部改正（第5条、第6条第1項）
- 3 平成8年4月1日 一部改正（第2条第5項）
- 4 平成19年4月1日 一部改正（第4条第1項）
- 5 平成29年4月1日 一部改正（第8条）
- 6 平成30年4月1日 一部改正（第4条）
- 7 令和元年6月27日 一部改正（第1条、第2条第6項）
- 8 令和4年4月1日 一部改正（第5条）